

青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会設置要綱

1 設置

青梅市移住・定住促進プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、市民、有識者等の意見を幅広く取り入れることを目的として、青梅市移住・定住促進プラン策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

2 意見交換を行う事項

懇談会は、次に掲げる事項について、意見交換を行う。

- (1) プランの策定に関すること。
- (2) その他移住・定住施策に関し必要な事項に関すること。

3 懇談会の構成

- (1) 懇談会は、次に掲げる者につき、青梅市長（以下「市長」という。）が委嘱する懇談会員8人以内をもって構成する。

ア 学識経験者 2人以内

イ 市内事業者の代表 2人以内

ウ 市民団体の代表 2人以内

エ 公募市民 2人以内

- (2) 市長は、必要と認めるときは、臨時で懇談会員を追加することができる。

4 会議の進行等

- (1) 懇談会に座長および副座長を置く。
- (2) 座長は、懇談会員が互選する。
- (3) 副座長は、座長が指名する。
- (4) 座長は、懇談会の会議を進行する。
- (5) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 実施結果の公表

懇談会の会議で実施した意見交換の結果については、青梅市ホームページ等により青梅市民に公表するものとする。

6 庶務

懇談会の庶務は、住宅担当課において処理する。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

8 実施期日等

この要綱は、令和3年6月22日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。